

平成3年7月

政府規制等と競争政策に関する研究会

## 独占禁止法適用除外制度の見直し（各論）

## 第2 その他の適用除外制度

## Ⅲ 独占禁止法第24条の2（再販売価格維持行為）

## 1 再販適用除外制度の概要（略）

## 2 再販適用除外制度運用の経緯

## (1) 指定商品について（略）

## (2) 著作物について

## ア 再販が認められる著作物の範囲について

(ア) 著作権法では、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義し、書籍、雑誌、新聞、レコード等の形で著作物を有形的に複製した「複製物」を相当部数作成し、頒布することを「著作物の発行」として

いる。  
近年の技術革新に伴い著作権法上の保護の対象となる著作物の範囲は、漸次拡大される傾向にあり、例えばコンピュータプログラム、データベースも著作権法上の著作物として保護の対象となっている。また、「複製物」の形態もCD、フロッピー、レーザーディスク等へ拡大しつつある。最近では、書籍のCD化、データベース化（事項の検索ができるもの）もみられる。

レコード盤に関連していえば、昭和42年頃に音楽テープが、昭和57年頃からは音楽用CDが販売されるようになった。著作権法では、これらはいずれも「レコード」すなわち「蓄音機音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものを除く）」としてとらえられている。

(イ) 独占禁止法第24条の2第4項の規定に基づき再販が認められる「著作物」の範囲について、公正取引委員会は、次のように解釈・運用してきている。

- ① 再販が認められる著作物の範囲については、独占禁止法の目的及び再販を適用除外とした趣旨に照らして考えるべきものであって、必ずしも著作権法上の著作物の範囲と同一のものと解する必要はない。
- ② 再販が認められる著作物の範囲は、立法時における定価販売の商習慣の有無、商品特性、諸外国の動向等を考慮して、書籍、雑誌、新聞及びレコード盤である。
- ③ 近年の技術革新に伴い著作権法上の保護の対象とされ、同法上の著作物に含まれることとなったコンピュータプログラム、データベース等の複製物は、独占禁止法の目的及び著作物を適用除外とした趣旨から判断して、再販が認められる著作物には含まれない。また、新たな映像媒体であるビデオ、レーザーディスクについても、従来、映像関係を再販適用

除外制度の対象としていなかったことから、再販が認められる著作物に含めていない。

- ④ なお、音楽用テープについては事実上レコード盤に準じて取り扱ってきたが、レコード盤に替わって成長が著しい音楽用 CD については、市場が流動的あること等の理由から、再販が認められる著作物に含まれるか否か明確にしていない。

#### イ 書籍・雑誌の再販についての運用方針

著作物については再販契約の届出義務はないが、公正取引委員会は、出版物の取引の状況及び再販契約の実施状況等について、随時、調査を行ってきている。

これらの調査によると、従来出版業界では書籍・雑誌はすべて再販契約の対象でなければならぬといった漠然とした理解のもとに取引が行われたきらいがあった。

このため、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に則し、出版社の意向を尊重した再販契約を行うべきであるとの観点から、昭和54年10月以降、業界に対して次のような指導を行った。

- (ア) すべての書籍・雑誌が自動的に再販契約の対象になっている点を改め、出版社の意思で再販契約の対象とするかどうかを決めることができるようにすること（部分再販）。  
(イ) 再販契約の対象商品となった後においても、出版社の意思で契約の対象からはずすことができるようにすること（時限再販）。  
(ウ) 書籍・雑誌について再販契約を行った場合は、再販契約の対象商品である旨の表示を行なうこと。  
(エ) 再販契約によって景品付き販売を禁止している点を改めること。

この指導を受けて、業界では再販契約書の改訂等所要の措置を講じたが、部分再販及び時限再販は、実際にはほとんど行われていない状況にある。

### 3 再販適用除外制度に対する考え方

- (1) 再販適用除外制度の見直しをする必要性（略）
- (2) 見直しに当たっての視点（略）
- (3) 指定商品についての考え方（略）
- (4) 著作物についての考え方

#### ア 再販が認められる著作物の範囲

独占禁止法第24条の2第4項の規定に基づき再販が認められる著作物の範囲については、独占禁止法の目的及び再販を適用除外とした趣旨に照らして限定的に解されるべきであって、必ずしも著作権法上の「著作物」と同一に解する必要はない。また、著作物であっても独占禁止法第24条の2第1項ただし書の適用を受け、一般消費者の利益を不当に害することとなる場合には適用除外とならない。

したがって、独占禁止法上再販が認められる著作物の範囲については、対象商品の性格、業界における発行・流通の実態、流通取引慣行等を踏まえて個別具体的に判断すべきものと考えられる。

#### イ 書籍・雑誌・新聞

書籍・雑誌について、①多数の出版社により多数の書籍・雑誌が出版され、その価格も多様で

あること、②同一商品の購入の反復性及び商品間の代替性が少ないこと及び、③注文購入が一般的でないことから、店頭で陳列されることは販売のための重要な要素となっている。このため、再販を認めることによって、書籍小売業者が取扱い品目を売りやすいものに集中することなく、多数の出版社の書籍・雑誌について店頭陳列が確保されれば、出版社は経済的にかなり危険の多いが文化的に極めて価値の高い書籍を取上げて出版できるので、消費者により多くの選択の機会が提供できるようになると考えられる。また、これにより一定部数以上の発行ができるようになれば、価格も一定以下の抑えることが可能となることも考えられる。

しかし、実際に、書籍・雑誌の再販適用除外制度が、広くしかも安く書籍・雑誌を消費者に提供する機能を果たしているかどうか、また、書籍・雑誌の新しい流通形態が出現・発展するのを妨げることとならないのかどうか、今後とも実態把握に努めるとともに、消費者利益の観点から事業者の行為を監視する必要がある。また、出版社が自主的判断により値引きを可能とする部分再販、時限再販の実施を図ろうとする場合に、その出版社に対して圧力が加えられる等の行為があれば、公正取引委員会は、このような行為に対して厳正に対処すべきである。

新聞については、その再販適用除外制度が国民生活にとって欠かせない情報を購読者に対して、毎日、迅速に、しかも同一紙・全国同一価格という形で広く販売されるということと関連があるものと考えられる。しかし、他のマスメディアの発達も著しく、情報化が進展しており、その中で新聞業界をめぐる環境も大きく変化していること、新聞業界においては、価格設定が同調的に行われるなど新聞発行本社間の価格競争が必ずしも十分と言えず、一般消費者の利益を損なうおそれがあること等から、今後とも実態把握に努めるとともに、消費者利益の観点から事業者の行為を監視する必要がある。

ウ レコード盤・音楽用テープ・音楽用 CD（略）

#### 4 今後の対応について

当研究会は、以上の検討に基づき、公正取引委員会において今後次のような対応をとる必要があると考える。

- (1) 再販が認められている指定商品である化粧品及び一般用医薬品については、早急に必要な調査を行い、消費者、関係業界等から広く意見を聞きつつ、指定再販の取消しを含め抜本的な見直しを行うべきである。
- (2) レコード盤、音楽用テープ及び音楽用 CD については、早急に必要な調査を行い、消費者、関係業界等から広く意見を聞きつつ、当研究会が指摘した問題についてさらに検討を進め、再販が認められる著作物として取り扱うかどうかについて明確にすべきである。
- (3) 再販が認められている書籍・雑誌及び新聞については、今後とも実態把握に努めるとともに、事業者の行為が消費者の利益を損なうことのないよう監視を続ける必要がある。
- (4) 公正な競争を阻害するおそれのあるおとり販売については、独占禁止法上の不公正な取引方法あるいは景品表示法上の不当表示として厳正に対処すべきである。